

船舶事故調査報告書

平成28年9月29日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（灯浮標）
発生日時	平成28年1月4日 17時45分ごろ
発生場所	山口県宇部市宇部港南方沖 宇部港西防波堤灯台から真方位202° 3.1海里付近 （概位 北緯33° 53.3′ 東経131° 12.5′）
事故の概要	貨物船 ^{きよはる} 清春丸は、東進中、宇部港第1号灯浮標に衝突した。 清春丸は、右舷船首部外板に擦過傷を生じ、宇部港第1号灯浮標は、マーキング装置の折損等を生じた。
事故調査の経過	平成28年2月25日、調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	貨物船 清春丸、4,334トン 130334、宇部興産海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長、二級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 右舷船首部外板に擦過傷 灯浮標 マーキング装置に折損、防護枠に曲損及び擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1.0m、潮汐 下げ潮の初期
事故の経過	本船は、船長ほか10人が乗り組み、宇部港第1号灯浮標（以下「1号灯浮標」という。）の西方を福山港に向け東進中、船長が、宇部港沖の錨地に船がないので航程を短縮することとし、1号灯浮標を右舷側至近に見るつもりで航行を続けた。 船長は、1号灯浮標が目前に迫っていることに気付き、手動操舵に切り替え、左舵を取ったが衝突した。
分析	本船は、宇部港南方沖において、船長が、1号灯浮標を右舷側至近に見て航行する針路としたことから、風潮流の影響で1号灯浮標に向かう態勢となって航行し、1号灯浮標に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、宇部港南方沖において、本船が1号灯浮標を右舷側至近に見て航行する針路としたため、風潮流の影響で1号灯浮標に向かう態勢となって航行し、1号灯浮標に衝突したことにより発生したものと考えられる。